

回 答 書

令和3年 2月 3日

| |
|--|
| NO1 質 問 内 容 |
| 全ての車両（5台）を事業者で準備するとなるとかなりの資金が必要となり、審査決定後1ヶ月程度で準備するのは厳しいと考えるが、現在、市より借用している車両の貸与などはあるのでしょうか。 |
| 回 答 |
| 原則、事業所で準備していただきます。 |

| |
|---|
| NO2 質 問 内 容 |
| 市が指定したもの、または事業者が提示したものとなっているが、加熱・殺菌可能であれば使い捨て容器でもよいのでしょうか。 また、現在使用している容器についてはどうなるのでしょうか。 |
| 回 答 |
| 使い捨ての容器、現在使用している容器のどちらでも可能です。 |

| |
|---|
| NO3 質 問 内 容 |
| 1食あたりの単価は、食材料費350円と運営経費を加算した額で記載するのでしょうか。利用者負担金500円も含むのでしょうか。 また、1食あたりの単価×1年間予定配食数12,000食で予定価格とするのでしょうか。 |
| 回 答 |
| 1食あたりの単価は、食材費と運営経費を加算した額から利用者負担金500円を差し引いた金額で算定をしてください。 12,000食は、単価設定のための目安です。 |

| |
|---|
| NO4 質 問 内 容 |
| 仕様書の委託期間は令和3年4月1日から3年間となっています。公告の履行期間は令和3年4月1日から1年間となっていますが、選定された場合の委託期間は何年となるのですか？ |
| 回 答 |
| 委託期間は3年間ですが、年度ごとに委託内容・金額等について、双方で協議して決定します。 |

| |
|--|
| NO5 質 問 内 容 |
| <p>試食で出すメニューの、そのエネルギー構成等の諸表は必要か？ またプロポーザル全体の説明に当たり、栄養士・食品衛生管理者の出席は必要か？</p> |
| 回 答 |
| <p>配食事業の栄養管理に関するガイドライン等を遵守していただくことを基本としますので、エネルギー等の諸表は必要ありません。</p> <p>また、栄養士・食品衛生管理者の出席については、それぞれの事業所で判断してください。説明時の人数は特に定めていません。</p> |

| |
|--|
| NO6 質 問 内 容 |
| <p>当社が受注できれば保温容器を発注する予定だが、今のところ保温容器を所有していない。発注の際は市に指定に沿う容器とするので、審査当日の試食は別の容器でよいか？またその納品が4月1日に間に合わない場合は、納品までの期間、代替品で対応してもよいか？</p> |
| 回 答 |
| <p>審査会の時には、現在使用中の容器を貸し出します。</p> <p>また、委託費の中で新しく発注も可能としますが、現在使用中の容器を、そのまま使用することや、代用品での対応も可能とします。</p> |